

東武鉄道の踏切問題に関する調査報告書  
2008年5月21日：総務省東京行政評価事務所行政相談課あて  
「竹ノ塚の踏切問題に対する、国土交通省関東運輸局鉄道部の対応方に係る再調査のお願い」

2008年5月21日

足立区区民相談課 行政相談委員気付  
総務省東京行政評価事務所 行政相談課 御中  
(担当・甲能様、甲能様異動の場合は後任の方が御覧ください)

〒 . 東京都足立区  
(家庭の事情により電話番号省略)  
(携帯、FAX、メールアドレスは無)  
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

### 竹ノ塚の踏切問題に対する、国土交通省関東運輸局の 対応方に係る再調査のお願い

冠省 昨年12月21日付けで依頼しました標記の件(以下「前回の依頼」と記します)について、本年1月25日付けで詳細な御報告(以下「前回の御報告」と記します)をお送りくださり、ありがとうございました。

しかしながら、私は、前回の御報告の内容に納得できませんので、以下に記すとおり、再調査をお願いしたく存じます。

前回の御報告で納得できない点

1. 関東運輸局が、私が指摘した鉄道工学上の疑問について、具体的な説明を拒絶するという形で、自らの無責任を一方的に正当化している点

私は鉄道工学の専門家ではありませんから、私が昨年11月7日付けで関東運輸局に送った問い合わせ状に記した内容について、鉄道工学上の技術的な問題について誤った指摘を行っている可能性も否定できません。しかし、もしもそうであるならば「半澤の指摘はここがこう間違っている」と、納得できるように説明していただければ済むだけのことです。

しかし、前回の御報告によれば、関東運輸局は「平成19年11月29日付けによる当局の回答以上のお答えはできませんのでご了承下さい」と、そのような説明を一切行わないまま一面的に対応を打ち切る、説明拒否を正当化しています。

こんなことでは、私でなくても「関東運輸局は、半澤からの指摘に説明や反論が出来ない、すなわち半澤の指摘に誤りがないことを暗に認めたくて、東武鉄道株式会社と共に竹ノ塚の踏切問題(地域住民の「移動の自由」=交通権の侵害)を今後も放置し続ける不作為を正当化する、不法行為の共犯者である」としか、他に理解のしようがなくなってしまうのではないのでしょうか。

前回の御報告によれば、関東運輸局は、私が、

「東武鉄道は、足立区役所の担当者に、踏切保安技術に係る虚偽の説明をして『だからこれ以上の踏切遮断時間の短縮はできない』と、嘘をついている疑いが極めて強いことを裏づける証拠が、複数見つかっている」

旨の問題を指摘しているのに対して、「踏切保安設備に関しては、東武鉄道(株)自らが国に代わり、関係法令等への適合性を判断することとなって」いる、いわゆる認定鉄道事業者制度の適用を正当化してもいます。しかし、この制度は、鉄道事業者に対する性善説(国土交通省ほか関係各所に嘘をつかないこと)を前提としたものです。

私は、関東運輸局（国）が、沿線住民や自治体に平気で嘘をつく鉄道事業者に性善説で対応することについては、極めて不適切であると考えます。

もしも、関東運輸局が「それらは半澤の誤解である」と主張したいならば、説明拒否を撤回し、私が指摘している踏切保安技術関係の疑問について、説明責任を果たすべき義務があるはずです。

2. 貴事務所が、関東運輸局に対して、上に記した説明拒否について「対応方が不適切である」旨の指導を行わないまま、前回の御報告だけで事案処理を済ませている点

前回の御報告は、手間暇かけて作成くださった甲能様には申し訳ないのですが、率直に申し上げて、単に関東運輸局の見解を取り次いでいるだけという印象を受けます。

私が、関東運輸局の対応方について憤慨しているのは、

私が「関東運輸局は、鉄道工学の問題を法令遵守の問題にすりかえている」と指摘したことについて、関東運輸局は「すり替えてはございません」と回答していますが、なぜ「すり替えではない」と言えるのかについての、具体的かつ合理的な説明が何もないこと

私が「再回答はその内容に係る責任の所在がわかるよう担当者名を明記」するよう求めたのに対して、関東運輸局は「鉄道部全体として担当しており、所属部署に付して回答して」いるから「責任の所在は明らかである」と回答していますが、なぜ所属部署名さえ明らかにしないままで「責任の所在は明らかである」と言えるのかについての、具体的かつ合理的な説明が何もないこと

などについてです。

私には、関東運輸局のこのような対応方について、職務の誠実な遂行を通して国民に奉仕する（公共の福祉の増進に寄与する）べき使命よりも、（東武鉄道が不適切な踏切対策を取り続けている問題を見過ごしていたことに係る）自分たちのメンツを守ることに責任逃れとを優先させているようにしか、感じられません。これは、関東運輸局への国民の信頼を揺るがす問題でもあると、私は考えます。

しかし、私には、前回の御報告を拝見した限り、貴事務所が関東運輸局の言い分を鵜呑みにして「ハイ、そうですか、わかりました」だけで終わらせてしまっているようにしか見えません。

私には、前回の御報告を拝見した限り、関東運輸局は根拠のないうわべだけの回答であっても、その場さえ取り繕うことができれば後は（国民が人権侵害を受けている状況を放置する結果になっても）知らないという、自らの無責任を正当化することしか考えていないように見えます。

貴事務所は、関東運輸局からこういう中身の無い回答を聞かされて、

「こういう回答しかしないのは国の機関として無責任で、半澤に報告する前に回答し直すよう求める必要がある」

と疑問を感じなかったのでしょうか？ だとしたら、貴事務所の存在意義というか設置目的は、一体どこにあるのでしょうか？ 少なくとも私は、貴事務所の存在意義について「国や地方の行政機関が、公共の福祉を維持増進すべき責務を適切に果たしているかどうかを監視し、必要に応じてその改善を促す」ことにあると理解していますが、そうではないのでしょうか？ そうでなければ、貴事務所が「行政110番」を名乗っている意義さえ、私には疑問に感じられてしまいます。

総務省東京行政評価事務所行政相談課に改めてお願いしたいこと

関東運輸局に対して、以下の各点について説明を求め、その結果を私に御報告願います。

1. 私が昨年11月7日付けの問い合わせ状で記した踏切保安関係の疑問について、鉄道工学上の誤った指摘が含まれているようでしたら、どこがどのように誤っているのかを、具体的に筋道立てて説明するよう、求めてください。  
また、私の指摘に鉄道工学上の誤りがないのであれば、東武鉄道は竹ノ塚の踏切において、安全確保上の必然性が認められない過剰な（必要以上の）踏切遮断によって、合理的理由なしに地域住民の「移動の自由」=交通権を侵害する、不法行為を行っている理屈になります。この場合、それでも関東運輸局が、東武鉄道に対して認定鉄道事業者制度などを根拠として、何らの是正指導も行わないようであれば、関東運輸局は鉄道事業者が沿線住民の人権（交通権）を侵害し続けるのを黙認する、すなわち不法行為の共犯者であるとしたか、他に理解のしようがなくなってしまう。この疑問に対して、一体どのように考えればよいのかについても、説明を求めてください。

2. 上に記した、

半澤の「鉄道工学の問題を法令遵守の問題にすりかえている」という指摘に対して、

関東運輸局が具体的な根拠を示さず「すり替えではない」と主張していること  
半澤の「再回答はその内容に係る責任の所在がわかるよう担当者名を明記」されたい旨の求めに対して、関東運輸局が担当部署名さえ明らかにしないままで「責任の所在は明らかである」と主張していること

に係る疑問について、関東運輸局が、自らの対応方を正当と考える合理的な根拠・理由を明らかにするよう、説明を求めてください。

なお、回答は担当責任者の所属部署と氏名を明記した書面にて、来月15日（日曜日）まで必着とする旨も、合わせて関東運輸局にお伝え願います。この場合、貴事務所の事務処理の都合上必要であれば、回答書の送付を貴事務所経由とする（貴事務所に関東運輸局から半澤自宅へ回答書の転送取り次ぎをお願いする）形でも構いません。この場合でも、半澤自宅に届くのが来月15日までに間に合うように回答書を貴事務所へ提出するよう、関東運輸局に御指示願います。

また、関東運輸局が「書面では十分な説明が出来ないから、直接会って説明したい」ということであれば、私が関東運輸局まで出向くことにやぶさかではありませんので、担当者の氏名と連絡先などを知らせるよう、合わせてお伝え願います。

以上

## 記事

1. 本状は2008年5月21日に、足立区行政相談委員に直接手渡し。
2. 本状に対しては、2008年5月30日（金曜日）に総務省東京行政評価事務所行政相談課の新井学（あらい・まなぶ）様から「関東運輸局が一度正式な回答を出している事案についての再調査はできない、また（半澤が「電話での回答では後で『聞いた』『言っていない』と揉める原因になるので書面で回答してほしい」と要請したのに対して）書面での回答はできない」旨の電話回答あり。